「商品取引清算機関の監督の基本的な指針」の一部改正　新旧対照表

改　　正	現　　行
Ⅰ．基本的考え方	Ⅰ．基本的考え方
Ⅰ－１　清算機関の監督に関する基本的考え方	Ⅰ－１　清算機関の監督に関する基本的考え方
Ⅰ－１－２　清算機関の監督に当たっての基本的考え方 　上記を踏まえ、清算機関の監督に当たっては、「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い清算機関の監督を実現することが重要であり、その基本的考え方は、以下のとおりである。 （以下略）	Ⅰ－１－２　清算機関の監督に当たっての基本的考え方 　上記を踏まえ、清算機関の監督に当たっては、「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い清算機関の監督を実現することが重要であり、その基本的考え方は、次のとおりである。 （以下略）
Ⅰ－２　監督指針策定の趣旨 　先般の金融危機の教訓等を踏まえ、清算機関等に係る国際的な規制環境は大きく変化してきており、国際決済銀行（BIS）・支払・決済システム委員会（CPSS）(注)と証券監督者国際機構（IOSCO）において、既存の清算機関等に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、「金融市場インフラのための原則」が策定・公表される等、清算機関等に係る国際的な規制環境が大きく変化している。 （注）支払・決済システム委員会（CPSS）は、2014年９月１日に決済・市場インフラ委員会（CPMI）へ名称を変更した。 （以下略）	Ⅰ－２　監督指針策定の趣旨 　先般の金融危機の教訓等を踏まえ、清算機関等に係る国際的な規制環境は大きく変化してきており、国際決済銀行（BIS）・支払決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）において、既存の清算機関等に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、「金融市場インフラのための原則」が策定・公表される等、清算機関等に係る国際的な規制環境が大きく変化している。 （新設） （以下略）
Ⅱ．清算機関の監督に係る事務処理上の留意点	Ⅱ．清算機関の監督に係る事務処理上の留意点
Ⅱ－１　一般的な監督事務	Ⅱ－１　一般的な監督事務

Ⅱ－１－１　一般的な監督事務 （１）定期的なヒアリング 　オフサイトモニタリングの一環として、清算機関に対し、原則として以下のとおり、定期的なヒアリングを実施する。 　また、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、随時リスク管理の状況についてヒアリングを実施する。	Ⅱ－１－１　一般的な監督事務 （１）定期的なヒアリング 　オフサイトモニタリングの一環として、清算機関に対し、財務状況、経営計画及び業務展開方針、リスク管理状況等について定期的なヒアリングを実施する。 　また、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて、随時リスク管理の状況についてヒアリングを実施する。
①　決算ヒアリング 　決算期ごとに、決算の状況や財務上の課題等についてヒアリングを実施する。なお、四半期開示を行っている場合には、必要に応じて四半期ごとの決算内容に係るヒアリングを実施する。	（新設）
②　総合的なヒアリング 　清算機関の経営計画及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、ガバナンスの状況等を総合的に把握するため、年に１回以上、ヒアリングを実施する。なお、必要に応じて、監督当局幹部による清算機関の経営陣に対するトップヒアリングを実施する。	（新設）
③　リスク管理ヒアリング 　清算機関のリスク管理の現状、課題及び方向性について、年に１回以上、ヒアリングを実施する。その際、経営陣の認識、関与状況等についてもヒアリングすることとする。また、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて随時リスク管理の状況についてヒアリングを実施する。	（新設）
（２）（略）	（２）（略）
Ⅱ－１－２　検査部局との連携 　監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携について、以下の点に十分留意する。	（新設）

（１）オフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点の検査部局への還元 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した清算機関の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。 具体的には、監督部局は、検査部局に対し、検査の前に以下の事項についての説明を行うものとする。 ① 当該時点での清算機関の主な動き（他社との提携、増資、役員の交代等） ② システム更改を予定している清算機関については、そのスケジュール等 ③ 直近決算の状況 ④ 総合的なヒアリングの結果 ⑤ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況 ⑥ 監督部局として検査で重視されるべきと考える点 ⑦ その他	（新設）
（２）検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応 監督部局は、検査部局が実施した清算機関に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、Ⅱ－３に基づき必要な措置を検討する。	（新設）
Ⅱ－１－３ 農林水産省と経済産業省の相互連携 （略）	Ⅱ－１－２ 農林水産省と経済産業省の相互連携 （略）
Ⅱ－１－４ 海外当局との連携 （略）	Ⅱ－１－３ 海外当局との連携 （略）
Ⅱ－３ 行政処分を行う際の留意点	Ⅱ－３ 行政処分を行う際の留意点
Ⅱ－３－１ 検査結果等への対応	Ⅱ－３－１ 検査結果等への対応

（１）検査結果への対応
　検査当局が実施した清算機関に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。
　　①～③（略）

（２）（略）

Ⅱ－３－５ 行政手続法等との関係
（１）（略）

（２）行政不服審査法との関係
　報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第８２条に基づき、不服申立てをすることができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

（３）行政事件訴訟法との関係
　報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第４６条に基づき、処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）

Ⅲ－１－１経営管理体制
（１）（略）

（２）主な着眼点
　①　（略）

（１）検査結果への対応
　監督当局が実施した清算機関に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。
　　①～③（略）

（２）（略）

Ⅱ－３－５ 行政手続法等との関係
（１）（略）

（２）行政不服審査法との関係
　報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第６条の規定に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

（３）行政事件訴訟法との関係
　報告徴収命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第８条第１項の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ．監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ－１ 経営管理（ガバナンス）

Ⅲ－１－１経営管理体制
（１）（略）

（２）主な着眼点
　①　（略）

② 取締役・取締役会 ア・イ．（略） ウ．取締役会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。特に、制度設計、規則、全体的な戦略及び重要な決定事項について参加者その他の関係者の意見を適切に反映するための方策を講じているか。 エ～キ．（略） ③～⑤（略）	② 取締役・取締役会 ア・イ．（略） ウ．取締役会は、法令等遵守や信用リスク管理等に関する妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。 エ～キ．（略） ③～⑤（略）
（３）（略）	（３）（略）
Ⅲ－２ 財政の健全性	Ⅲ－２ 財政の健全性
Ⅲ－２－２包括的なリスク管理の体制 （１）（略）	Ⅲ－２－２包括的なリスク管理の体制 （１）（略）
（２）主な着眼点 ① リスク管理部門は、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有し、実効性あるリスク管理を行うことができる体制となっているか。例えば、リスク管理部門が把握した事項の取締役会への報告体制は、他の部門の報告体制と明確に分離され、リスク管理部門の権限により取締役会に直接報告できるような体制となっているか。 ② 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。 ③ 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの重	（２）主な着眼点 （新設） ① 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。 ② 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの重

要性や相関について、適切性を確保すべく検討を行っているか。	要性や相関等について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
④　取締役会は、清算機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、定期的に検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。	③　取締役会は、清算機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、定期的に検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
⑤　取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行う等、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	④　取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行う等、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
⑥　資金決済機能を日本銀行以外の金融機関に委ねる場合には、当該資金決済金融機関の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、当該資金決済金融機関に対して過度に信用・流動性リスクを集中させていないかの観点から、リスク管理の包括的な検証・管理を行うこととしているか。	⑤　資金決済機能を金融機関に委ねる場合には、当該資金決済金融機関の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、当該資金決済銀行に対して過度に信用・流動性リスクを集中させていないか等の観点から、リスク管理の包括的な検証・管理を行うこととしているか。
⑦　他の清算機関・振替機関・資金清算機関・取引情報蓄積機関（「清算・振替機関等」という。以下同じ。）との間で、直接又は仲介機関を通じて事業を行うための契約・事務処理上の取決めを行う前に、又は当該取決めを行った後は継続的に、当該取決めが清算機関にもたらす潜在的なリスクの源泉を特定し、管理するための方策を講じているか。	（新設）
Ⅲ－２－３　信用リスク管理 （１）（略）	Ⅲ－２－３　信用リスク管理 （１）（略）
（２）主な着眼点 ①～④（略） ⑤　また、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、事前拠出型の財務資源に限らない追加的な財務資源も含めて、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある１先の参加者（連結ベース）(注)が破綻した場合の	（２）主な着眼点 ①～④（略） ⑤　また、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、事前拠出型の財務資源に限らない追加的な財務資源も含めて、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。

ストレスシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。	
（削除）	ア．最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（単体ベース）（注１）の破綻
（削除）	イ．最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある１先の参加者（連結ベース）（注２）の破綻 特に、複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（連結ベース）（注２）の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。
特に、CDS 等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（連結ベース）（注）の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。	特に、複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある２先の参加者（連結ベース）（注２）の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。
（削除）	（注１）当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す。）を含まないで算出された額をいう。
（注）当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す。）を含み算出された額をいう。	（注２）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。
⑥ （略）	⑥ （略）
Ⅲ－２－４ 流動性リスク管理	Ⅲ－２－４ 流動性リスク管理
（１）（略）	（１）（略）

（２）主な着眼点
①（略）
② 清算機関は、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、最大の流動資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）(注)が破綻した場合のストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を全ての関連通貨について有しているか。

（削除）

（削除）

特に、CDS 等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の必要流動資源を必要とする可能性がある２先の参加者（連結ベース）(注)の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの流動的な資産を保持しているか。

（削除）

（注）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう
③・④ （略）
⑤ 資金流動性リスク管理を強化するために日本銀行の口座や資金決済サービスにアクセスできる場合で、実務に適していれば、こうしたサービスを利用することとしているか。
⑥ 上記の流動性財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。
ア～エ（略）

Ⅲ－２－７再建計画の策定等
（１）意義

（２）主な着眼点
①（略）
② 清算機関は、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を有しているか。

ア．最大の流動資源を必要とする２先の参加者（単体ベース）(注１) の破綻
イ．最大の流動資源を必要とする１先の参加者（連結ベース）(注２)の破綻

特に、複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の必要流動資源を必要とする可能性がある２先の参加者（連結ベース）(注２)の破綻等、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの流動的な資産を保持しているか。

（注１）当該参加者の関係会社等を含まないで算出された額をいう。
（注２）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう
③・④ （略）
（新設）

⑤ 上記の流動性財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。
ア～エ（略）

（新設）
（新設）

システム上重要な清算機関が危機に直面した場合、その影響が当該清算機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、国際的には、「再建・処理計画（Recovery and Resolution Plans; RRPs ）」の策定について金融安定理事会において合意[注1] がなされている。また、再建計画については、CPMI 及び IOSCO から、ガイダンス[注2] が示されている。

我が国の清算機関は、CPMI、IOSCO 及び関係当局が決定する「複数の法域においてシステム上重要な清算機関」に該当しないことに加え、商品取引債務引受業の適切な遂行の確保のため、損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書に定めるなどの措置を講じている（法第 178 条）ものの、商品市場全体の安定性を確保する上で万全を期すため、再建計画の策定に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。なお、我が国の清算機関が複数の法域においてシステム上重要な清算機関に該当することとなった場合は 、追加的な措置を検討する。

（注１）金融安定理事会「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2011 年 11 月）、「FMI 及び FMI 参加者の破綻に関する付属文書」（2014 年 10 月）、「清算機関の破綻処理及び破綻処理計画に係るガイダンス」（2017 年７月）

（注２）CPMI 及び IOSCO「金融市場インフラの再建」（2014 年 10 月公表、2017 年７月改訂）

（２）主な着眼点

清算機関に対して法第 184 条第１項に基づき、年１回又は事業やグループ構造に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

①　再建計画の概要

ア．当該清算機関における再建計画の位置付け

イ．再建計画の策定体制

（新設）

② 再建計画策定に当たって前提となるべき事項
ア．事業概要及びグループ構造の概要
イ．財務の健全性及び流動性に係る平時におけるリスク管理態勢
③ 再建計画発動に係るトリガー
ア．危機時の対応が手遅れとならないような十分に早い段階のトリガー（財務の健全性及び流動性それぞれに係る定量的・定性的トリガーを含む。）
イ．通常よりも高いストレスを想定したストレステスト及びリバース・ストレステスト（市場全体のストレスシナリオ及び当該清算機関固有のストレスシナリオの双方を含む。）
ウ．トリガー抵触についての判断及びトリガー抵触時の対応策の検討における内部意思決定プロセス
エ．通常時における危機の程度に応じたリスク管理運営と再建計画発動時のリスク管理運営との関係
④ リカバリー・オプションの分析
ア．ストレスシナリオごとの各リカバリー・オプション（流動性対策、財務の健全性対策）の有効性・適切性・十分性（定量的評価を含む。）
イ．各リカバリー・オプション実行に当たっての留意点と実行可能性の評価
⑤ 経営情報システム
再建計画の策定及びリカバリー・オプションの実行の検討に必要な情報の一覧並びに当該情報の入手に要する期間

Ⅲ－２－８ 監督手法・対応
（略）

Ⅲ－３ 業務の適切性

Ⅲ－３－１－３ 反社会的勢力による被害の防止
（１）意義

Ⅲ－２－７ 監督手法・対応
（略）

Ⅲ－３ 業務の適切性

Ⅲ－３－１－３ 反社会的勢力による被害の防止
（１）意義

（略） なお、従業員の安全が脅かされる等、不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって清算機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。 （参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年６月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ） ① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則 ○ 組織としての対応 ○ 外部専門機関との連携 ○ 取引を含めた一切の関係遮断 ○ 有事における民事と刑事の法的対応 ○ 裏取引や資金提供の禁止 ② 反社会的勢力のとらえ方 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。	（略） なお、従業員の安全が脅かされる等、不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって清算機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。 （新設）
Ⅲ－３－２業務継続体制 （１）（略） （２）主な着眼点 ①・② （略） ③ 取締役会は、危機的状況に対処する役割と責任を明確に定義し、危機的状況における対応方針の策定及び当該対応方針の重大な変更を行う場合には、承認を行っているか。 ④ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から２時間以内に再開することを、また、障害のあった当日中に	Ⅲ－３－２業務継続体制 （１）（略） （２）主な着眼点 ①・②（略） （新設） ③ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から２時間以内に再開することを、また、障害のあった当日中に

決済を完了できることを、目標としたものとなっているか。 ⑤　危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに監督当局への報告を行なうとともに、清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。 ⑥　危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っているか。 ⑦　電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。	決済を完了できることを、目標としたものとなっているか。 ④　危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに監督当局への報告を行なうとともに、清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。 ⑤　危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っているか。 ⑥　電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。
（３）（略）	（３）（略）
Ⅲ－３－３事務リスク管理 （１）（略）	Ⅲ－３－３事務リスク管理 （１）（略）
（２）主な着眼点 ①　事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定め、定期的に検証し、必要に応じ見直すこととしているか。また、取締役会は、当該方針・手続等を承認するとともに、事務リスクに対処する役割と責任を明確に定義しているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④（略）	（２）主な着眼点 ①　事務リスクを特定し管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。 ②～④（略）
（３）（略）	（３）（略）

Ⅲ－３－４システムリスク管理	Ⅲ－３－４　システムリスク管理
（１）意義	（１）意義
システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等の、システムの不備等に伴い、清算機関が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより清算機関が損失を被るリスクをいう。	システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、清算機関等が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより清算機関等が損失を被るリスクをいう。
清算機関のシステムは、清算等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害やサイバーセキュリティ障害(注)が発生した場合には、清算機関及びシステムに接続する参加者に損害が生じ、ひいては、商品市場全体に影響を及ぼすこととなりかねない。	清算機関のシステムは、清算等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害が発生した場合には、清算機関及びシステムに接続する参加者等に損害が生じ、ひいては、商品市場全体に影響を及ぼすこととなりかねない。
このため、清算機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。	このため、清算機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。
（注）サイバーセキュリティ障害とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされることをいう。	（新設）
（２）主な着眼点	（２）主な着眼点
①　システムリスクに対する認識等	①　システムリスクに対する認識等
ア．（略）	ア．（略）
イ．取締役会は、システム障害やサイバーセキュリティ障害（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。	（新設）
ウ．システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。	イ．システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。
②（略）	②（略）
③　システムリスク評価	（新設）
システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム	

障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。 　また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。	
④　情報セキュリティ管理 ア.情報資産を適切に管理するため、方針の策定、組織体制の整備、社内規則の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。 イ．情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ及びネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。 ウ．システムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策を実施しているか。 エ．清算機関が責任を負うべき参加者の重要情報を網羅的に特定し、把握、管理しているか。 　参加者の重要情報の特定に当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを特定の対象範囲としているか。 ・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ ・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ オ．特定した参加者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような管理ルールを策定しているか。 ・情報の暗号化、マスキングのルール	（新設）

・情報を利用する際の利用ルール
・記録媒体の取扱いルール

カ．参加者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

・職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
・アクセス記録の保存、検証
・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制

キ．機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード等、漏えいした場合に、参加者に損失が発生する可能性のある情報をいう。

ク．機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出しについて、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

ケ．情報資産について、管理ルールに基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を定期的に見直しているか。

コ．セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先に対するセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

⑤　サイバーセキュリティ管理

ア．サイバーセキュリティについて、取締役会は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

イ．サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規則の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリテ

（新設）

ィ管理態勢の整備を図っているか。
・サイバー攻撃に対する監視体制
・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
・組織内CSIRT（Computer Security Incident Response Team）等の緊急時対応及び早期警戒のための体制
・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制
ウ．サイバー攻撃に備え、多層防御やゼロトラストに基づくセキュリティ対策を講じているか。
・多層防御：入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入）、内部対策（例えば、特権ID・パスワードの適切な管理、不要なIDの削除、特定コマンドの実行監視）、出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断）といった多段階のサイバーセキュリティ対策の組み合わせ
・ゼロトラスト：ネットワークの境界の内部と外部を区別することなく、防御すべきデータ、デバイス等のリソースへのアクセスについては、たとえそれが管理者の許諾を得た者によるものであっても不正利用を疑って、その安全性を検証することにより、防御対象の安全を確保しようという考え方
エ．サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。
・攻撃元のIPアドレスの特定と遮断
・DDoS攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能
・システムの全部又は一部の一時的停止
オ．システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。
カ．サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵

入検査や脆弱性診断を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。

キ．インターネットの通信手段を利用して業務を行う場合には、例えば、以下のような業務のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式

・ハードウェアトークンでトランザクション署名を行うトランザクション認証

ク．インターネットの通信手段を利用して業務を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

・参加者のパソコンのウイルス感染状況を清算機関側で検知し、警告を発するソフトの導入

・電子証明書をICカード等、当該業務に利用しているパソコンとは別の媒体・機器に格納する方式の採用

・不正なログイン・異常な入力を検知し、速やかに参加者に連絡する体制の整備

ケ．サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。

コ．サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

⑥　システム企画・開発・運用管理

ア～カ．（略）

⑦　システム監査

ア．（略）

イ．システム関係に精通した要員による内部監査や外部監査の活用を行っているか。

ウ．監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

（削除）

③　システム企画・開発・運用管理

ア～カ．（略）

④　システム監査

ア．（略）

（新設）

イ．監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

⑤　安全対策

ア．安全対策の基本方針が策定されているか。
イ．定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑥　外部委託管理
ア．外部委託先の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

イ．外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。

ウ．システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

エ．外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

⑦　データ管理態勢
ア．データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。
イ．データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

⑧　コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）
ア．（略）

⑧　外部委託管理
ア．外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。
イ．外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の社員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。
ウ．システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。
　システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
エ．外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。
　また、外部委託先における投資者や参加者のデータの運用状況を委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。
（削除）

⑨　コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）
ア．（略）

（削除）	イ．コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。
イ．コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。	（新設）
ウ．コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、清算機関の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。 また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。	（新設）
エ．コンティンジェンシープランは、他の金融機関及び清算・振替機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。	（新設）
オ．コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先と合同で、定期的に実施しているか。	（新設）
カ．業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。	（新設）
⑩　システム更改等のリスク	⑨　システム更改等のリスク
ア～エ．（略）	ア～エ．（略）
オ．不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープランを整備しているか。	（新設）
⑪　障害発生時の対応等	⑩　障害発生時の対応等
ア．システム障害等が発生した場合に、投資者や参加者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業	ア．参加者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講ずるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。

を実施することとなっているか。また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。	
イ．システム障害等の発生に備え、外部委託先等を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。	（新設）
ウ．経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、投資者や参加者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役が自ら適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。	（新設）
エ．発生したシステム障害等について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることとしているか。 また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。	イ．発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講ずることとしているか。
オ．システム障害等の発生時に速やかに監督当局に対する報告を行うこととなっているか。	ウ．障害発生時に速やかに監督当局に対する報告を行うこととなっているか。
（３）・（４）（略）	（３）・（４）（略）
Ⅲ－３－５ 参加者の破綻等への対応手続	Ⅲ－３－５参加者の破綻等への対応手続
（１）（略）	（１）（略）
（２）主な着眼点 ①（略） ② また、参加者の破綻等への対応に関する手続について、参加者その他の関係者と協働して、定期的に、少なくとも年に１回、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。	（２）主な着眼点 ①（略） ② また、参加者の破綻等への対応に関する手続について、参加者その他の関係者と協働して、定期的に検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。

③・④（略）	③・④（略）
（３）（略）	（３）（略）
Ⅲ－３－８情報開示の適切性等 （１）（略）	Ⅲ－３－８情報開示の適切性等 （１）（略）
（２）主な着眼点 ①～③（略） ④　清算機関は、「金融市場インフラのための原則」並びにこれを補足する「情報開示の枠組みと評価方法」及び「清算機関のための定量的な情報開示基準」（注）を踏まえた情報開示を定期的に行っているか。 （注）・CPSS及びIOSCO「情報開示の枠組みと評価方法」（2012年12月） ・CPMI及びIOSCO「清算機関のための定量的な情報開示基準」（2015年２月）	（２）主な着眼点 ①～③（略） （新設）
Ⅲ－４　諸手続	Ⅲ－４　諸手続
Ⅲ－４－１業務方法書認可等に係る留意点 （１）（略）	Ⅲ－４－１業務方法書認可等に係る留意点 （１）（略）
（２）主な着眼点 ①～⑤（略） ⑥ 業務方法書等の規則において、決済がいつの時点でファイナルとなるのか明確にしているか。また、決済未了の支払・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて、明確にしているか。 ⑦（略）	（２）主な着眼点 ①～⑤（略） ⑥ 業務方法書等の規則において、決済がいつの時点でファイナルとなるのか、規則・手続で明確にしているか。 ⑦（略）
Ⅲ－４－２兼業承認に係る留意点	Ⅲ－４－２兼業承認に係る留意点

（１）・（２）（略） （３）承認審査 ①～④（略） ⑤ その業務の内容及び性質に照らして、商品取引債務引受業の円滑な運用に資するものか。また、参加者・参加者の顧客の利便性の向上を通じ、商品市場の円滑な運営に資するものであるか。	（１）・（２）（略） （３）承認審査 ①～④（略） ⑤ その業務の内容及び性質に照らして、商品取引債務引受業の円滑な運用に資するものか。